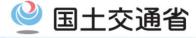


# 建設技能者の能力評価制度の進捗状況について



## (1) <u>能力評価の進捗状況</u> (レベル判定の申請状況 等)



### 建設技能者の能力評価制度(概要)



- ○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- ○基準に基づき、技能者の技能について、<u>4段階の客観的なレベル分け</u>を行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として 職長クラスの技能者を位置づけ。
- ○<u>技能レベル</u>(評価結果)<u>を活用</u>して、技能者一人ひとりの<u>技能水準を対外的にPR</u>し、<u>技能に見合った評価や処遇の実現等</u> を図る。 ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、 建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

### 業界横断的な経験・技能の蓄積



### システム

建設キャリアアップ

- ○経験(就業日数)
- ○知識・技能(保有資格)
- ○マネジメント能力 (職長や班長としての 就業日数 など)

#### 能力評価基準 (※) を 策定し、レベルを判定



キャリアアップシステムと 連携したレベル判定システ ム(仮称)を構築・活用

### 技能の客観的なレベル分け

レベル2

建設 太郎

中堅技能者

(一人前)

経験年数 ()年

○○技能講習

建設キャリアアップシステム

レベル4



高度なマネジメント 能力を有する者 (登録基幹技能者等)

経験年数 ★年

職長として現場に 従事できる者

レベル3

\_\_\_\_ 建設キャリアアップシステム

経験年数 口年

1級□□技能士

登録基幹技能者

班長経験 □年

職長経験

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

### 技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的 P R



・カードをリーダーにかざし

就業履歴を蓄積

○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や 技能が明らかに レベル3 ŒŒ レベル2

若年層の入職拡大・定着促進

○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや 人数に応じた評価を見える化



レベルに応じて

カードも色分け

レベル1

建設 太郎

初級技能者

(見習い)

)00000000000 **U** 

-----建設キャリアアップシステム



人材育成に取り組み、 高い施工能力を有していることをP

エンド

ユーザー

発注者

(公共・民間)

元請企業

取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

レベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく



## 建設技能者の能力評価制度(実施スキーム)



### 国土交通省

ガイドライン策定

35職種を認定済

#### ・評価基準の認定申請 ・実施規程の届出





・評価基準の認定

### 【代行申請】

能力評価実施団体(専門工事業団体等)

・評価基準の策定

鉄筋 基準

左官

基準

切断穿孔

基準

機械十丁 基準

内装仕上

基準

防水

基準

・評価の実施(※)

型枠 基準

建築大工

基準

サッシ・カーテン ウォール基準

・評価及び カード交付申請



【当面の間の措置】

·「経験等」(※) を証明して申請

※システム稼働前の経験等

経験年数 〇年 班長経験 〇年 職長経験 〇年

•評価結果 の通知

所 属事業者等

技能者

・技能者情報の依頼



建設キャ

技能者情報を受取



・評価結果の通知

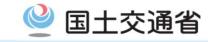
・カード交付申請



※ 建設キャリアアップシステムと連携した「レベル判定システム」 を構築・活用(令和2年度から稼働開始)



### 建設技能者能力評価制度推進協議会(令和2年4月1日設置)



等

国土交通大臣の認定を受けて能力評価を実施する建設業者団体等を構成員とし、能力評価制度の適正な運営の確保、 同制度の周知・普及促進のほか、国土交通省が開発・保有するレベル判定システムの共同運営、維持管理等を行うとと もに、独立採算の原則に基づき評価実施に係る収支管理等を行う。

#### 【主な活動内容】

- 能力評価制度の運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成
- レベル判定システムの運営・維持管理
- 能力評価の実施に係る各種契約
- 能力評価制度の周知・普及促進

- 能力評価手数料の徴収
- 能力評価の実施に係る収支管理
- その他協議会の目的を達成するために必要な活動

#### 【構成団体】 (51団体)

[会長] (一社) 建設産業専門団体連合会会長 才賀清二郎

- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- ・(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- · (一社) 日本配管工事業団体連合会
- · (一社)日本鳶工業連合会
- ・日本建設インテリア事業協同組合連合会 ・(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
- (一社) 日本建築板金協会
- · (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- ・ (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- ・ (一社) JBN・全国工務店協会
- · (一社)全国中小建築工事業団体連合会
- ・(一社)日本ログハウス協会
- 全国板硝子商工協同組合連合会

- (一社) 日本橋梁建設協会
- ・(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
- ・(一社)日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
  - · 全国管工事業協同組合連合会
  - ・ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- ・(一社)日本グラウト協会
- · 全国基礎工業協同組合連合会
- ・(一社)全国道路標識・標示業協会
- 全国建設労働組合総連合
- ・(一社)日本ツーバイフォー建築協会
- ・ (一社) プレハブ建築協会
- (一社) A L C 協会

- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社)日本塗装工業会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (公社)全国鉄筋工事業協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- ・ (一社) 日本サッシ協会
- ・(公社)日本エクステリア建設業協会
- (一社)全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
- (一社) 日本木造住宅産業協会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- (一社) 建設産業専門団体連合会

### 能力評価申請(レベル判定システム申請)件数の実績



### ●能力評価申請(レベル判定システム申請)件数の実績

(令和2年5月末現在)

(件数)

令和2年	レベル4	レベル3	レベル2	合 計
4月	221	1, 021	1, 422	2, 664
5月	40	227	329	596
合 計	261	1, 248	1, 751	3, 260

【能力評価申請件数が多い職種(上位5職種)】

① 鉄筋技能者

870

(件数)

② 機械土工技能者

743

520

③ 内装仕上技能者

④ とび技能者

362

⑤ 型枠技能者

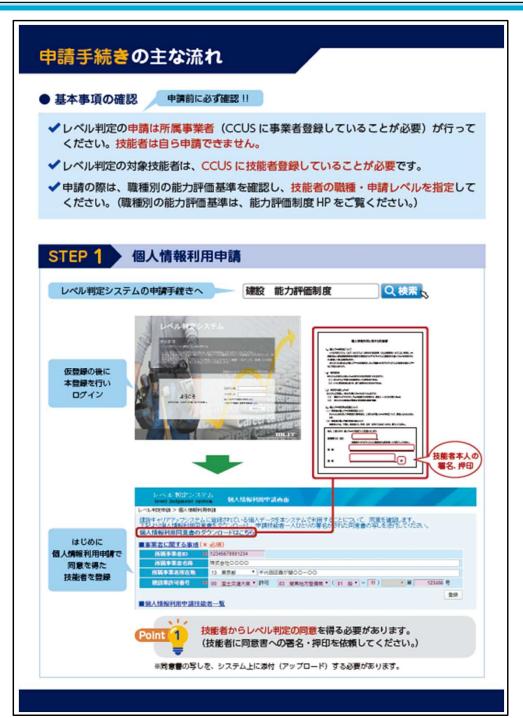
268

- ※ 保有資格や就業日数等の基準を満たさなかったためにレベル判定できなかった者は、件数に含めていない。
- ※ レベル4は、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムに登録したことにより特例的にゴールドカードを交付された者は含めていない。
- ※ レベル判定された技能者に対しては、(一財)建設業振興基金よりレベルに応じた色の建設キャリアアップカードが送付されることとなるが、建設キャリアアップシステムの登録データ更新中等の理由により送付に一定時間かかる場合がある。

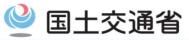
### リーフレットについて(1・2枚目)

(一財)建設業振興基金等と連携し、CCUS事業者登録済の企業等に対して周知





### リーフレットについて(3・4枚目)







#### 申請は有料ですか?

△ 申請手数料は技能者一人当たり 4,000 円 (レベル判定費用+キャリアアップカード更新費 1,000 円(総込)) です。 後日請求書を郵送しますのでお支払いをお願いします。

#### 能力評価(レベル判定)の申請は、事業者以外も可能ですか?

▲ 基本的には技能者の所属事業者が申請を行ってください。ただし、元請事業者や上位下請事業者であっても、所属事業者や技能者本人の同意があれば申請することができます。 また、職種によっては、団体が代行して申請を行うこともできますので、詳しくは団体までお問い合わせください。

○ 判定結果が出るまでどのくらいかかりますか? また、レベルに応じた色のキャリアアップカードはどのくらいで届きますか?

▲ 申請状況等にもよりますが、おおよそ1~2週間程度で結果が適知される見込みです。また、キャリアアップカードは申請から1ヶ月程度で郵送される見込みです。

#### ■発行■

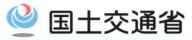
建設技能者能力評価制度推進協議会 国土交通省 (令和2年6月発行)

建設 能力評価制度

Q検索



## (2) <u>特別講習の開催実績</u> (能力評価の実施支援等)



### 【特別講習の趣旨】

職長・中堅クラスの技能者等に対し、マネジメントスキル向上等のための特別講習を実施するとともに、 レベル判定申請等に関する支援も実施 (平成30年度二次補正予算)

### 【基本コンセプト】

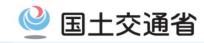
- 先行的に能力評価基準の認定を受けた職種の技 能者等が受講対象
- 〇 (一財)建設業振興基金(特別講習実施受託者)が 作成した映像教材等を活用し、全国各地でマネジメン トスキル向上のための講習会を実施
- 講習会では、建設キャリアアップシステムへの登録 や能力評価レベル判定の申請等に関する解説等も 行い、受講者には講習修了証を交付
- 講習修了証を添付して能力評価実施団体(専門工事業団体)に対してレベル判定申請を行うと、レベル 判定手数料とキャリアアップカード更新手数料を全額 免除



▲ 特別講習の企業公募等 に関する案内



### 特別講習の開催実績(1)



### <タイプ①> 企業主催型講習

#### 【企業主催型講習】

- 講習会の主催を希望する企業(ゼネコン等)を対象に、3次にわたって一般公募を実施※ 1次公募(令和元年11月1日~22日)、2次公募(11月25日~12月6日)、3次公募(令和2年1月14日~31日)
- ・ 企業からの申請に対し、建設業振興基金から選定を受けた企業において、 企業主催型講習会を開催

### 【開催実績】 開催企業21社、開催回数273回、受講者数3,517人

#### 【カードリーダー設置モデル現場の指定】

- ・ <u>カードリーダーの設置を希望する企業(元請企業等)を対象に、3次にわたって</u> 一般公募を実施 ※ 公募期間は、企業主催型講習と同様
- ・ 企業からの申請に対し、建設業振興基金から「カードリーダー設置モデル現場」 として指定を受けた企業にカードリーダー設置を支援

### 【指定現場数】42社、45現場

### <タイプ②> 専門工事業団体主催型講習

- ・ 能力評価実施団体(専門工事業団体)が講習会を主催
- 全国の主要都市において、<u>職種ごとに職長等を対象とした講習会を実施</u>

【開催実績】 開催回数167回、受講者数2, 164人

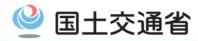


▲カードリーダ設置支援



▲講習の実施イメージ

### 特別講習の開催実績(2)



#### <タイプ③> 建災防連携型講習

・ <u>建設業労働災害防止協会(建災防)が実施する「職長等能力向上教育」</u>(職長等が おおむね5年ごとに受講)とタイアップし、講習会を開催

【開催実績】開催回数15回、受講者数155人

### <タイプ④> 建設業振興基金主催型講習

- 建設業振興基金が全国主要都市において講習会を開催
- 特に企業主催型・専門工事業団体主催型講習を受講できない技能者を対象
  - ※ 第一弾(令和元年11月13日~12月3日) 、 第二弾(令和2年2月9日~2月23日)

【開催実績】 全国67会場、開催回数131回、受講者数961人



▲ 建設業振興基金主催型 講習の案内

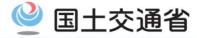


【特別講習開催実績】 開催回数合計 586回 、 受講者数合計 6,797人

※ 特別講習の受講者で、未だレベル判定申請を行っていない技能者を対象に、所要の手続きを行えば、 引き続き無料でレベル判定申請等を行える措置を継続中(令和2年8月末まで)

#### 【その他の取組】

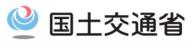
グリーンサイトの運営を行う(株)MCデータプラス社と連携し、同サイト加入企業等に対して、<u>能力評価制度や特別講習の実施に関する情報を積極的に発信</u>



## 【参考】35職種の能力評価基準 (令和元年度国土交通大臣認定)



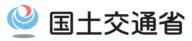
## UP 各職種の能力評価基準(1)



	呼 称	① 鉄筋技能者	② 型枠技能者	③ 機械土工技能者	④ 左官技能者		
	能力評価 実施団体	(公社)全国鉄筋工事業協会	(一社)日本型枠工事業協会	(一社)日本機械土工協会	(一社)日本左官業組合連合会		
	認定日	令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月25日		
	就業日数	1 0年 (2150日) 1 0年 (2150日)		1 0 年(2150日)	1 0年 (2150日)		
レベル	<ul><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li><li>●卓越した技能者(現代の名工)</li><li>●優秀施工者国土・レベル2、3の</li></ul>		●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	<ul><li>●登録機械土工基幹技能者</li><li>● 1級建設機械施工技士</li><li>● 1級土木施工管理技士</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li></ul>	<ul> <li>●登録左官基幹技能者</li> <li>● 1級建築施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日) 職長として 3年(645日)		職長として 3年(645日) 職長として 3年(645日)			
	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	5年(1075日)		
レベル	保有資格	・レベル2の基準に示す保有資格 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立 て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル2の基準に示す保有資格		<ul> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●ローラー運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)</li> </ul>	● 1 級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル 2 の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)		
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	2年 (430日)	3年(645日)		
レベル 2	保有資格	<ul><li>・玉掛け技能講習</li></ul>	<ul><li>・玉掛け技能講習</li><li>・丸のこ等取扱作業者安全衛生教育</li></ul>	<ul><li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</li><li>●ローラーの運転の業務に係る特別教育</li></ul>	● 2 級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育		
レベノ	レ1						



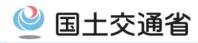
## UP 各職種の能力評価基準(2)



	呼称	⑤ 内装仕上技能者	⑥ 防水施工技能者	⑦ 切断穿孔技能者	⑧ サッシ・カーテンウォール技能者		
	能力評価 実施団体	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	(一社)全国防水工事業協会	(一社)全国防水工事業協会 ダイヤモンド工事業協同組合			
	認定日	令和元年10月25日	令和元年10月31日	令和元年10月31日	令和元年10月31日		
	就業日数	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	1 0年 (2150日)		
レベル 4	保有資格		<ul><li>●登録防水基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>	<ul><li>●登録切断穿孔基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>	●登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3 年(645日)		
	就業日数	5年(1075日)	7年(1505日)	6年(1290日)	7年(1505日)		
レベル	保有資格	<ul> <li>● 1級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種)</li> <li>●青年優秀施工土地・建設産業局長顕彰</li> <li>● 2級建築施工管理技士</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	・1級防水施工技能士 ・レベル2の基準に示す保有資格	・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	<ul> <li>● 1級ビル用サッシ施工作業技能士</li> <li>● 1級金属製カーテンウォール工事作業技能士</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)		
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)		
レベル 2	保有資格		● 2 級防水施工技能士 ● 玉掛け技能講習	· 切断穿孔技士	● 2級ビル用サッシ施工作業技能士 ● 2級金属製カーテンウォール工事作業技能士 ● 下記の全ての資格 ∨職長・安全衛生責任者教育 ∨低圧電気取扱特別教育 ∨アーク溶接特別教育 ∨足場の組立て等作業従事者特別教育 ∨研削といしの取替え等の業務特別教育		
レベル1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者							



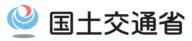
## UP 各職種の能力評価基準(3)



	呼称	⑨ 建築大工技能者	⑩ トンネル技能者	⑪ 圧接技能者
能力評価実施団体		(一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)全国中小建築工事業団体連合会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	(一社)日本トンネル専門工事業協会	全国圧接業協同組合連合会
	認定日	令和元年10月31日	令和元年12月26日	令和元年12月26日
	就業日数	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)
レベル4	レ 保有資格	● 登録建築大工基幹技能者 ● 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ● 安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ● 卓越した技能者(現代の名工) ● 技能グランプリ(金賞・銀賞・敢闘賞) ・ レベル 2 、 3 の基準に示す保有資格	●登録トンネル基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録圧接基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3 年(645日)
レベル	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	レ 保有資格	・下記のうちから2つ以上	・ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者 ・発破技士又は火薬類取扱保安責任者(甲・乙種) ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	・職長・安全衛生責任者教育 ・足場の組立等作業従事者特別教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 0.5年(108日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
	就業日数	3年(645日)	2年(430日)	3年 (645日)
レベル2	レ 保有資格	<ul><li>・丸のこ等取扱作業者安全衛生教育</li><li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li></ul>	・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・ 積込み・掘削用機械)の運転技能講習 ・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習 ・玉掛け作業技能講習 ・高所作業車の運転技能講習 ・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコン クリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ・特定粉じん作業特別教育 ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育	・ガス溶接技能講習 ・研削といしの取替え等の業務特別教育
W	<b>ジレ1</b>	  建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		



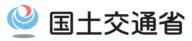
## UP 各職種の能力評価基準(4)



	呼称	⑫ 電気工事技能者	⑬ コンクリート圧送技能者	⑭ とび技能者		
	能力評価 実施団体	(一社)日本電設工業協会	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会		
	認定日	令和2年2月5日	令和2年2月5日	令和2年3月4日		
	就業日数	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	1 2年 (2580日)		
レベル 4	保有資格	●登録電気工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)	●登録鳶・土工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 7年(1505日)		
	就業日数	5年(1075日)	7年(1505日)	8年(1720日)		
レベル 3	保有資格	・第一種電気工事士免状取得者  ※ただし、下記の保有資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。	●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育	<ul> <li>1級とび技能士</li> <li>1級又は2級建築施工管理技士</li> <li>1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>下記資格のうち3つ以上</li> <li>2級とび技能士</li> <li>レベル2の12資格(※)</li> <li>レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 2年(430日)		
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)		
レベル 2	保有資格	<ul><li>●第一種電気工事士試験合格者</li><li>●第二種電気工事士免状取得者</li></ul>	● 2級コンクリート圧送施工技能士 ● コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育	・玉掛け技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・下記の12資格(※)のうち1つ以上 ∨足場の組立て等作業主任者技能講習 ∨型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ∨地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ∨建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ∨建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ∨木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ∨小型移動式クレーン運転技能講習 ∨小型移動式クレーン運転技能講習 ∨車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ∨車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ∨車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ∨高所作業車運転技能講習 ∨高所作業車運転技能講習 ∨高所作業車運転技能講習		
レベル	ル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4ま	での判定を受けていない技能者			



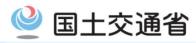
## UP 各職種の能力評価基準(5)



	呼称	⑤ 橋梁技能者	⑯ 海上起重技能者	⑰ 保温保冷技能者	⑱ 消防施設技能者		
	能力評価 実施団体	(一社)日本橋梁建設協会	(一社)日本海上起重技術協会	(一社)日本保温保冷工業協会	消防施設工事協会		
	認定日	令和2年3月17日	令和2年3月17日	令和2年3月17日	令和2年3月17日		
レベル	就業日数	1 0年 (2150日)	1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	1 0年 (2150日)		
	保有資格	<ul> <li>●登録橋梁基幹技能者</li> <li>● 1級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	●登録海上起重基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ・レベル2 、3の基準に示す保有資格	<ul><li>●登録保温保冷基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>	●登録消火設備基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)			職長として 3 年(645日)		
	就業日数	7年(1505日)	5年(1075日)	7年(1505日)	7年(1505日)		
レベル	保有資格	<ul><li>●鋼橋架設等作業主任者技能講習及び足場の組立て等作業主任者技能講習</li><li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰・職長・安全衛生責任者教育・レベル2の基準に示す保有資格</li></ul>	・海上起重作業管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	・1級熱絶縁施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	<ul> <li>判防設備士</li> <li>判防設備点検資格者</li> <li>青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>高所作業車運転技能講習及び酸素欠乏危険作業主任者技能講習</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)		
	就業日数	3年 (645日)	2年 (430日)	3年 (645日)	3年 (645日)		
レベル 2	保有資格	<ul> <li>・ 玉掛け技能講習</li> <li>・ 足場の組立て等作業従事者特別教育</li> <li>● 玉掛け技能講習</li> <li>● 一級又は二級小型船舶操縦士</li> </ul>		● 2 級熱絶縁施工技能士 ● 下記資格のうち3つ以上 ✓ 足場の組立て等作業主任者技能講習又は足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓ 高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育 ✓ 玉掛け技能講習又は玉掛け業務特別教育 ✓ 低圧電気取扱業務特別教育 ✓ 低圧電気取扱業務特別教育 ✓ 極素欠乏危険作業特別教育 ✓ 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込めまたは囲い込みの作業特別教育	<ul><li>●高所作業車運転特別教育</li><li>●酸素欠乏危険作業特別教育</li><li>●低圧電気取扱業務特別教育</li><li>●あと施工アンカー施工士</li></ul>		
レベル	レベル 1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者						



## **世** 各職種の能力評価基準(6)



	呼称	⑲ A L C技能者	⑳ 建設塗装技能者	② PC技能者	② 外壁仕上技能者		
-	能力評価 実施団体	(一社)A L C協会	(一社)日本塗装工業会	(一社) プレストレスト・コンクリート 工事業協会	日本外壁仕上業協同組合連合会		
	認定日	令和2年3月17日	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月25日		
	就業日数 10年(2150日)		1 0年(2150日)	1 0年 (2150日)	1 0年 (2150日)		
レベル		●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2 、3の基準に示す保有資格 ●1級建築施工管理技士		<ul><li>●登録 P C 基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)</li><li>・レベル2 、3の基準に示す保有資格</li></ul>	<ul> <li>●登録外壁仕上基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>● 1級建築施工管理技士</li> <li>● 1級士施工管理技士</li> <li>●建築仕上げ改修施工管理技術者</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長)	職長として 3 年(645日)	職長として 3 年(645日)	職長として 3 年(645日)	職長として 3年(645日)		
	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)		
レベル	保有資格	・エーエルシーパネル施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	<ul><li> 1 級鋼橋塗装作業技能士</li><li> 2 級建築施工管理技士</li><li> 2 級土木施工管理技士</li></ul>	● 1級又は2級土木施工管理技士 ● 1級又は2級建築施工管理技士 ● コンクリート橋架設等作業主任者技能講習 ● 足場の組立て等作業主任者技能講習 ● 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	●外壁仕上1級技能士 ● 2級建築施工管理技士 ● 2級土木施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1 年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)		
	就業日数	3年 (645日)	3年 (645日)	3年 (645日)	3年 (645日)		
レベル 2	保有資格	・アーク溶接特別教育 ・ 玉掛け技能講習	● 2 級建築塗装作業技能士 ● 2 級鋼橋塗装作業技能士 ● 甲種危険物取扱者 ● 乙種危険物取扱者 ● 有機溶剤作業主任者技能講習 ● 高所作業車運転技能講習 ● 玉掛け技能講習 ● 玉掛け技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 ● 砂素欠乏危険作業主任者技能講習 ● 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ● 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ● 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ● 特定化学物質等作業主任者技能講習 ● 新作業主任者技能講習 ● 四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ● 四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ● 西アルキル鉛等作業主任者技能講習 ● 石綿作業主任者技能講習	・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育	<ul> <li>申甲種危険物取扱者</li> <li>○ 乙種危険物取扱者</li> <li>● 有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>● 高所作業車運転技能講習</li> <li>● 玉掛け技能講習</li> <li>● 小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>● 足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>● 酸素欠乏危険作業主任者技能講習</li> <li>● 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>● 特定化学物質等作業主任者技能講習</li> <li>● 4時定化学物質等作業主任者技能講習</li> <li>● 持定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>● 有定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>● 石綿作業主任者技能講習</li> </ul>		
レベル	ν 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、か <sup>-</sup>	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				



## UP 各職種の能力評価基準(7)



	呼称 能力評価 実施団体		② 基礎ぐい工事技能者	❷ タイル張り技能者	② 硝子工事技能者	⑳ 造園技能者
					全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
認定日		認定日	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月27日
レベル	就業日数	1 0年(2150日)	1 2年(2580日)	10年(2150日)	1 0年(2150日)	
		保有資格	<ul><li>●登録基礎工基幹技能者</li><li>● 1 級士木施工管理技士</li><li>● 1 級建築施工管理技士</li><li>● 1 級建設機械施工技士</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>	<ul><li>●登録タイル張り基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>	<ul> <li>●登録硝子工事基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>● 1級建築施工管理技士</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul><li>●登録造園基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)</li><li>●卓越した技能者 (現代の名工)</li><li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul>
		就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	職長として 5年(1075日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
		就業日数	7年(1505日)	1 0年(2150日)	5年(1075日)	5年(1075日)
レベル		保有資格	● 基礎施工士 ● 2級土木施工管理技士 ● 2級建築施工管理技士 ● 2級建築施工管理技士 ● 2級建設機械施工技士 ● 車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育 ● 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ● 移動式クレーン運転士安全衛生教育 ● 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰・職長・安全衛生責任者教育・レベル2の基準に示す保有資格	・タイル張り1級技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	● 1級ガラス施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ● 2級建築施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	● 1 級造園技能士 ● 1 級造園施工管理技士 ● 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ● 下記資格のうち 2 つ以上 ▽ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削 用) 運転技能講習 ▽ 高所作業車運転技能講習 ▽ 不整地運搬車運転技能講習 ▽ 地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習 ・ 職長・安全衛生責任者教育 ・ レベル 2 の基準に示す保有資格
		就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 3 年(645日)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)
		就業日数	3年(645日)	5年(1075日)	3年(645日)	3年(645日)
レベル 2		保有資格	<ul> <li>車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習</li> <li>車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</li> <li>移動式クレーン運転士</li> <li>小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転特別教育</li> <li>小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>玉掛け技能講習</li> <li>基礎杭溶接管理技術者</li> <li>基礎杭溶接技能者</li> </ul>	・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・自由研削といしの取替等の業務特別教育	<ul><li>● 2級ガラス施工技能士</li><li>●高所作業車運転技能講習</li><li>● 足場の組立て等作業主任者技能講習</li><li>● 玉掛け技能講習</li></ul>	● 2 級造園技能士 ● 2 級造園施工管理技士 ● 下記資格のうち 2 つ以上 ▼小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育 ▼高所作業車運転業務特別教育 ▼移動式クレーン運転特別教育 ▼立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育又はチェーンソーを用いての立木伐木・かかり木処理または造材特別教育 ▼ローブ高所作業特別教育 ▼四一ブ高所作業特別教育 ▼四半が開発して行う作業に関わる特別教育 ▼監掛け技能講習 ▼小型移動式クレーン運転技能講習 ▼小型移動式クレーン運転技能講習 ▼小型移動式クレーン運転技能講習 ▼小型移動式クレーン運転技能講習
	レベル		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ	)、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	<del></del>	



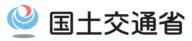
## UP 各職種の能力評価基準(8)



	呼称	② エクステリア技能者	28 ダクト技能者	29 グラウト技能者	③ 冷凍空調技能者	
	能力評価 実施団体	(公社)日本エクステリア建設業協会	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	(一社)日本グラウト協会	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	
	認定日	令和2年3月27日	令和2年3月27日	令和2年3月27日	令和2年3月27日	
	就業日数	1 0年 (2150日) 1 0年 (2150日)		1 0年(2150日)	1 0年(2150日)	
レベル 4	<ul><li>●登録エクステリア基幹技能者</li><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)</li><li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li></ul> 保有資格		●登録ダクト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級管工事施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録グラウト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録冷凍空調基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日) 職長として 3年(645日)		職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	
	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	
レベル	保有資格	<ul> <li>1級土木施工管理技士</li> <li>1級造園施工管理技士</li> <li>1級プロック建築技能士</li> <li>1級石材施工技能士</li> <li>1級造園技能士</li> <li>1級工クステリアプランナー</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	● 1 級建築板金技能士(ダクト板金) ● 2 級管工事施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	● 1級又は2級土木施工管理技士 ●ジェットグラウト技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	・1級冷凍空気調和機器施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・レベル2の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年 (645日)	
レベル 2	保有資格	<ul> <li>● 2級土木施工管理技士</li> <li>● 2級造園施工管理技士</li> <li>● 2級ブロック建築技能士</li> <li>● 2級石材施工技能士</li> <li>● 2級造園技能士</li> <li>● 2級エクステリアプランナー</li> <li>● 建築コンクリートブロック工事士</li> </ul>	● 2 級建築板金技能士(ダクト板金) ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●足場の組立て等作業従事者特別教育 ●玉掛け技能講習	<ul><li>・ボーリングマシン運転特別教育</li><li>◆特定化学物質等作業主任技術者技能講習</li><li>◆小型移動式クレーン運転技能講習</li><li>◆ 玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習</li><li>◆ 低圧電気取扱業務特別教育</li></ul>	<ul><li>● 2 級冷凍空気調和機器施工技能士</li><li>●ガス溶接技能講習</li><li>●第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者</li></ul>	
レベル1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者						



## UP 各職種の能力評価基準(9)



	呼称	③ 運動施設	② 配管技能者	③ 建築板金技能者	④ 道路標識・路面標示技能者	
	能力評価 実施団体	(一社)日本運動施設建設業協会	全国管工事業協同組合連合会 (一社)日本配管工事業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	(一社)日本建築板金協会	(一社)全国道路標識・標示業協会	
	認定日	令和2年3月27日	令和2年3月31日	令和2年3月31日	令和2年3月31日	
	就業日数	1 0年(2150日)	10年(2150日) 10年(2150日)		1 0年(2150日)	
レベル	・レベル2、3の基準に示す保有資格 ● 1級管工事施工管理技士		<ul><li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li><li>● 1 級管工事施工管理技士</li><li>●給水装置工事主任技術者</li></ul>	●登録建築板金基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ● 1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録標識・路面標示基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●道路標識点検診断士 ● 1級土木施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3 年(645日)	
	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	
レベル	保有資格	● 運動施設施工技士 ● 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	● 1級配管技能士 ● 2級管工事施工管理技士 ● 排水設備工事責任技術者 ●配水管工技能者 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	● 1級建築板金技能士 ● 2級建築施工管理技士 ● 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ● 金属屋根工事技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	●路面標示施工技能士(単一等級溶融又は加熱) ●2級土木施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●能力向上教育 ●下記の全ての資格 ∨玉掛け技能講習 ∨小型移動式クレーン運転技能講習 ∨高所作業車運転技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年 (645日)	
レベル 2	保有資格	● 1級又は2級土木施工管理技士 ● 1級又は2級造園施工管理技士 ● 1級又は2級建設機械施工技士 ● 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ショベルローダー等の運転技能講習 ● 締固め機械(ローラー)の運転特別教育	● 2 級配管技能士 ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●給水装置工事配管技能者 ●地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ●石綿作業主任者	<ul><li>・アーク溶接特別教育</li><li>・玉掛け技能講習</li><li>・高所作業車運転技能講習</li></ul>	<ul><li>●玉掛け技能講習</li><li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li><li>●高所作業車運転技能講習</li><li>●乙種危険物取扱者</li><li>●フォークリフト運転技能講習</li></ul>	
レベル	レベル1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者					



## UP 各職種の能力評価基準(10)

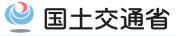


<u>呼称</u> ————		③ 土工		
能力評価 実施団体		(一社)日本機械土工協会		
認定日		令和2年3月31日		
	就業日数	1 0年(2150日)		
レベル 4	保有資格	<ul> <li>●登録土工基幹技能者講習</li> <li>● 1 級建設機械施工技士</li> <li>● 1 級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>		
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)		
	就業日数	7年(1505日)		
レベル 3	保有資格	●下記資格のうち1つ以上  ∨青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰  ∨ 2 級建設機械施工技士  ∨職業訓練指導員  ∨発破技士  ∨甲種火薬類取扱保安責任者  ∨乙種火薬類取扱保安責任者  ∨出山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習  ∨地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習  ∨地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習  ∨地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習  ∨本を地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨不整地運搬車運転技能講習  ∨方ス溶接技能講習  ∨ガス溶接技能講習  ・地長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格		
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)		
	就業日数	2年(430日)		
京業日数 2年 (430日)   1				
レベル	<b>ν</b> 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		



# 建設技能者の能力評価制度に関する今後の対応方策



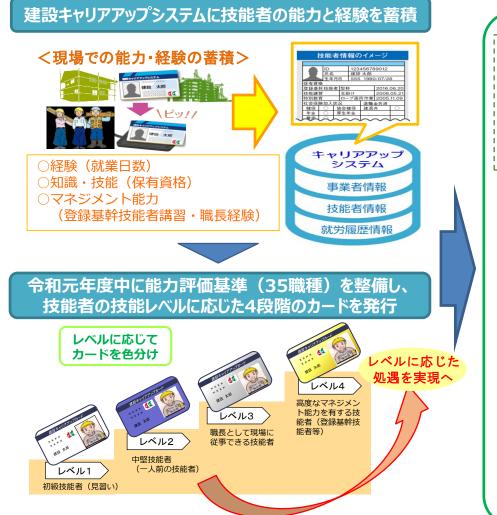


## (1) 能力レベルに応じた処遇の実現

### 技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

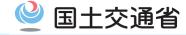
建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた 官民施策パッケージ(令和2年3月23日公表)

- 令和元年度中に、職種別の建設技能者の能力評価基準(35職種)を整備
- 能力評価基準に基づく技能者の能力レベルと建設業界による処遇目標が結びつき、これが適正に請負代金に反映され、この結果、 技能者の賃金上昇につながるような好循環を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。



#### 今後の取組 〇 専門工事業団体等は、職種に応じ、職長(レベル4·3)、若年 技能者(レベル2)の賃金目安をそれぞれ設定 ○ 下請が技能者に対し、賃金目安に応じた適正な賃金が支払 えるよう、標準見積書において、職長手当等マネジメントフィー を含め、適正な労務費を計上することができるよう措置 ○ 元請においても、下請**の適正な見積りの尊重**を促進・徹底 元請と下請が連携し、技能者のレベルに 応じた処遇実現に向けた環境整備 専門工事業団体 レベルに応じた において設定 労務単価の上昇 賃金目安の 設定 下請が適正 技能者の な労務費を 賃金が上昇 見積り 標準見積書を 活用した適正な 賃金上昇の好循環 労務費を見積り 元請·発注者 下請による 間での請負価 適正な賃金の 格の適正化 支払い 元請が下請の 見積を尊重 元請による 見積り尊重

### 各職種における賃金目安(年収)の設定状況について

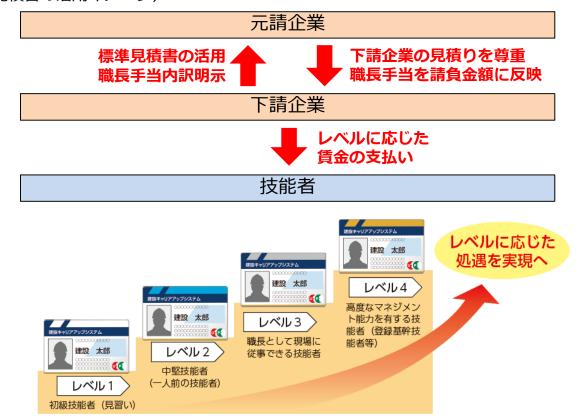


呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額(万円)				
<b>"</b> 于孙	四种	レベル4	レベル3	レベル2	設定額の考え方	
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円	団体で実施した「型枠大工雇用実態調査」を 基準に設定	
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円	厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を基準に設定 ※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たものではありません	
内装仕上技能者	(一社)全国建設室内工事業協会	840万円	700万円	560万円	日当25,000円を目標とした上で設定	
	(一社)JBN・全国工務店協会	750~700万円		350~300万円		
	全国建設労働組合総連合				建築大工業界で検討してきた職業能力基準の 賃金指標と、全産業平均の年収額より設定	
建築大工技能者	(一社)全国住宅産業地域活性化協議会		650~600万円		   国の各種基幹統計及び全建総連「賃金実態調     査」と乖離がないことを確認	
	(一社)全国中小建築工事業団体連合会				※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たもの	
	(一社)日本ログハウス協会				ではありません。	
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円	国土交通省の「設計労務単価」を基準に設定	
圧接技能者	全国圧接業協同組合連合会	840万円	720万円	480万円	全国5地区(北海道・関東・中日本・関西・ 西日本)の組合で実施したアンケート調査の 結果を基準に設定	
基礎ぐい工事技能者	全国基礎工業協同組合連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円	団体で実施した「組合員実態調査」を基準に 設定	

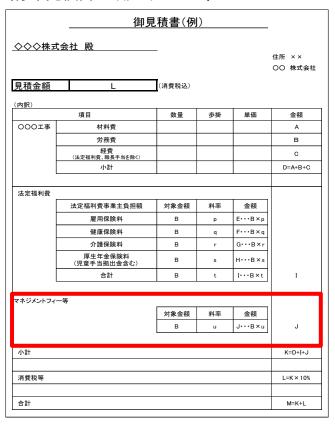
### マネジメントフィー確保に向けた標準見積書改訂(案)(今年度中目途実施予定国土交通省

- 各職種におけるレベル別賃金目安の設定・公表と並行して、下請企業は**賃金目安に応じた賃金を支払うための原資を 見積価格に適正に反映**し、元請企業は下請企業の見積りを尊重できる環境を整備することが重要
- 特に、自社雇用するレベル3・4の職長クラスのマネジメント能力(現場の管理・後進指導等に関する能力)を、元請・下 請間の見積書にマネジメントフィーとして適切に計上し、請負金額に反映させることが重要
- そのため、マネジメントフィーを見積書において職長手当として別枠計上することに業界全体で取り組み、当該費用を適正に請負価格に含めるため、各団体において作成している標準見積書の改訂及び一部ゼネコンにおいて支給している職長手当のあり方について検討

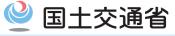
(見積書の活用イメージ)



(標準見積書の改訂イメージ)



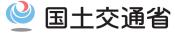
### 専門工事業団体等と連携した具体的取組(案)



### 専門工事業団体等と連携した具体的取組

- 〇 先行的に賃金目安(年収)の設定・公表を行った7職種を対象に、本検討会の取組の一環として 「標準見積書改訂WG」を立ち上げ、国土交通省や元請団体、当該職種に関係する専門工事業 団体等が参画して、標準見積書の改訂等に向けた具体的検討に着手する。
- <u>先行7職種については今年度内を目途に標準見積書の改訂</u>を行うこととし、他の職種について も、先行7職種の取組も参考としつつ、レベル別の賃金目安(年収)の設定と標準見積書の改訂 作業への着手を目指す。

## (2) <u>既存35職種の能力評価基準では測れない</u> 職種や多能工に対する評価手法の確立



平成29年11月13日 「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」設置

平成30年4月、施工能力見える化等検討会 を設置し、同WGにおいて継続検討 平成30年3月 中間とりまとめ

平成31年3月29日

「建設技能者の能力評価制度に関する告示」の策定(4月1日施行)

「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」の策定(4月1日施行)

基準策定支援のための各団体ヒアリング

令和元年5月15日

第2回社会保険協議会において、能力評価制度対象職種は「本年度中に能力 評価基準をとりまとめ、国土交通大臣への申請を完了」するよう要請

各団体より能力評価基準の申請

特別講習による能力評価の先行実施

レベル判定システムの開発・構築

令和2年3月31日 対象35職種すべての能力評価基準を認定

令和2年4月 1日

「建設技能者能力評価制度推進協議会」の設立 (構成員51団体)

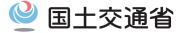
「レベル判定システム」の稼働開始

レベル判定システムによる能力評価の実施

能力評価制度推進協議会によるレベル 判定システムの保守・管理

35職種の能力評価(レベル判定)を着実に進めるとともに、新たな検討課題についても対応を講ずる必要

### 能力評価制度に係る今後の対応方策(案)



### 現状

- 鉄筋・型枠・機械土工等の35職種においては、令和元年度中に、職種ごとに4段階の能力評価基準(レベル1~4)を 決定し、現在、対象技能者のレベル判定を実施中(令和2年4月・5月の2ヶ月間で、合計3,260人のレベル判定を実施)
- 既存35職種の関係建設業者団体等は、共同して「建設技能者能力評価制度推進協議会」を設置し、同協議会で運営・ 維持管理している「レベル判定システム」において、技能者の能力評価(レベル判定)を実施

### 現状の課題と対応の方向性(案)

- ① 現状では、35職種の技能者が能力評価の対象
  - ⇒ 既存35職種以外の技能者や多能工等に対する評価手法を検討すべきではないか
- ② 現状では、就業日数や保有資格、職長等の就業日数を基にレベル判定
  - ⇒ 就業日数や保有資格等の客観的指標以外に、仕事の出来栄えやコミュニケーション能力等も評価指標に加えるべきではないか (例えば、現場代理人等の推薦や社内での評価・表彰、賃金(年収)実績等についても能力評価の指標として加えるべきではないか)
- ③ 現状では、職種に関係する専門工事業団体が能力評価を実施
  - ⇒ <u>専門工事業団体以外の、例えば元請団体やハウスメーカー団体等についても、能力評価の実施主体として参画す</u> べきではないか
- ④ 現状では、能力評価基準に基づき4段階(レベル1~4)のレベル判定を実施
  - ⇒ レベル4の中でもさらに能力が高い技能者を対象に、新たなレベル(レベル5)を設定すべきではないか

### 施策の方向性

本検討会等において上記検討を行い、<u>今年度中を目途に施策とりまとめ・能力評価制度ガイドラインの改訂</u>を行うとともに、 来年度から全ての技能者が能力評価を行える環境を実現する。